

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実・強化に関する基本的事項を定めることにより、議員の自己研鑽と資質の向上を図り、町民への情報公開を推進し、町民の負託に応え、もって安全・安心で豊かなまちづくりの実現と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、町民に開かれた議会を目指して、情報を開示するとともに、町民が参画しやすい議会運営に努める。

3 議会は、町民に分かりやすい議会運営を心がけ、議会運営に関する条例等を継続的に見直し、不断の改革に努めるものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第1条の解説

この条例の目的は、議会及び議員活動の活性化と充実・強化に関する基本的事項を定めことにより、議員の自己研鑽と資質の向上を図り、町民の負託に応え、**町政の発展に寄与すること**を定めています。

第2条の解説

議会は、**町民の代表機関**です。町民に開かれた、町民が分かりやすい議会運営を目指します。

第3条の解説

議員は、言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の**自由討議を推進**します。また、議員は、町民の意見を把握し、自己の能力を高める研鑽を行います。

そして、町民全体の福祉向上を目指し活動します。

（議会改革の推進）

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、分権と自治の時代にふさわしい地方議会の在り方について調査研究し、不断の改革に努めるものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、議員で構成する議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

（交流及び連携の推進）

第5条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方について調査研究等を行うために、他の自治体と交流及び連携を推進するものとする。

第3章 町民と議会の関係

（町民参加及び町民との連携）

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を推進するとともに、町民に対する説明責任を十分にはたさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

4 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

6 議会は、議会活動に関して町民に説明する

第4条の解説

議会は、地方議会の在り方について調査研究し、不断の改革に努めます。

また、改革に取り組むため、議員で構成する「議会改革調査特別委員会」を設置します。

第5条の解説

議会は、他の自治体と交流及び連携を推進します。

第6条の解説

議会は、議会活動に関する情報公開を推進し、町民に対する説明責任をはたします。

また、議会は、会議等の運営に当たり参考人制度及び公聴会制度の活用を推進し、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けます。

重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表し、町民の意見を議会活動に反映させるため、必要に応じ議会報告会を開催します。

とともに、町民の意見を議会活動に反映させるため、必要に応じて議会報告会を開催することができる。

第4章 議会と行政の関係

（議会広報の充実）

第7条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

（町長等と議会及び議員の関係）

第8条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長その他執行機関の長への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開するものとする。

3 議員は、主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長その他執行機関の長に対して文書質問を行うことができる。

4 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

5 町長は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（町長による政策等の形成過程の説明）

第9条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければ

第7条の解説

議会は、多様な広報手段を活用して、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう**議会広報活動**に努めます。

第8条の解説

質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、**一問一答の方式**で行います。

議員は、議長を経由して町長その他執行機関の長に対して**文書質問**をすることができます。

また、議長から会議等に出席要請された町長等は、議員に対して議長又は委員長の許可を得て**反問**することができます。

第9条の解説

町長は、議会に計画、政策、施策、事業を提案するとき**政策決定過程を説明**するよう努めなければなりません。

ならない。

- (1) 政策等を必要とする原因又は背景
- (2) 政策等案以外の代替案の検討有無及びその内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等の状況及び比較検討の結果
- (4) 総合計画上の根拠又は位置づけ
- (5) 政策等決定において参考にした法令及び条例等
- (6) 政策等案の策定に関して参考にした情報
- (7) 政策等の実施に必要な財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (8) 政策等決定にかかわる、町民参加の状況及びその内容

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第10条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(議決事件の追加)

第11条 議会は、町の代表機関として町政の重要な決定に参画するため、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、別に条例に定める。

2 前項のほか、議会は、重要な政策等については、町長等に対し議会全員協議会での報告を義務付けることとする。

第5章 自由討論の拡大

(自由討論の推進)

第12条 議会は、議員による討論の場である

第10条の解説

町長は、**予算案及び決算**を議会の審議に付すに当たって、**分かりやすい施策別事業別の政策説明資料**を作成するように努めるものとしています。

第11条の解説

法96条第2項（議決事件）の規定による議会の議決すべき事件は、**別に条例に定めます**。

また、重要な政策等については、町長等に対し**議会全員協議会での報告**を義務付けます。

第12条の解説

議会は、議員相互間の**自由な討議の**

ことを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進に努めるものとする。

- 2 議会は、議員及び委員会の提出議案、町長提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合は、必要に応じて議員相互間における十分な討論及び議論を尽くし、合意形成に努めなければならない。この場合において、議長又は委員長は、町長及び執行部の退席を求めることができる。
- 3 議会は、前項の経過及び結果について、速やかに公表し、町民への説明責任を十分に果たさなければならない。
- 4 議員は、議員相互間の自由討議を推進するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 委員会

（常任委員会等の設置）

- 第13条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。
- 2 前項に定める委員会のほか、議会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- 3 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営については、須恵町議会委員会条例（昭和46年須恵町条例第27号。）で定める。

（災害対策本部の設置）

- 第14条 災害が発生し、町が災害対策本部を設置した場合、議長は速やかに全議員で構成する議会災害対策本部を設置する。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

- 第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

推進に努めます。

また、議員間相互間の自由討議を推進するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行います。

第13条の解説

議会に常任委員会及び議会運営委員会を置きます。

また、必要に応じて特別委員会を設置できます。これらの運営は、条例で定めます。

第14条の解説

町が災害対策本部を設置した場合、議長は、議会災害対策本部を設置します。

第15条の解説

議会は、議員研修の充実強化に当たります。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

（議会図書室）

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書館の充実に努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化する。この場合において、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

第8章 議員の政治倫理

（議員の政治倫理）

第18条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

- 2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、須恵町政治倫理条例（平成6年条例第12号）で定める。

第9章 議員報酬等の特例

（長期欠席議員の議員報酬の減額）

第19条 議員が長期にわたり議会活動ができない場合、議員報酬の減額を行う。

- 2 議員報酬の減額については、須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和4年須恵町条例第13号）で定める。

第10章 最高規範性及び見直し手続

（最高規範性）

第20条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならな

第16条の解説

議会図書館の充実に努めます。

第17条の解説

議会は、政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法制機能を積極的に強化します。

第18条の解説

議員は、町民の疑惑を招くことのないよう行動をします。

これらの事項は、「須恵町政治倫理条例」で定めます。

第19条の解説

議員が長期にわたり議員活動ができない場合、議員報酬の減額を行います。

また、これらについては、条例で定めます。

第20条の解説

この条例は、議会運営における最高

い。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

（見直し手続き）

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要があると認めるときは、速やかに適切な措置を講じるものとする。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

規範です。議会に関する憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合にこの条例に照らして判断します。

第21条の解説

議会は、この条例の目的が達成されているか**検証を行い**、必要がある場合は、適切な措置を講じます。

第22条の解説

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、**別に定め**ます。

附則

この条例は、**令和7年4月1日**から実行します。